

九度山町 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種が医療従事者等から開始されています。

新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、必要な医療体制を確保すると共に、感染拡大を防止させることを目的としたワクチン接種が始まります。

今回のワクチン接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものであり、出来るだけ早く町民の皆様が接種できるよう準備を進めています。

対象

九度山町住民(原則として住民票のある市町村で接種します)

対象となる方には、準備が整い次第、接種券(クーポン券)を郵送します。



なお、次のような事情のある方は、住所地以外でワクチンを受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、今後案内します。

- ◎ 入院または入所中の所在地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方
- ◎ 医師の指示のもと基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方
- ◎ お住まいが住所地と異なる方

接種の優先順位と接種開始時期の目安

ワクチンは、まず医療提供体制を守ること、また重症化のリスクの高い方から接種することで重症者や死亡者を減らすことを目的に、以下の順番で接種することになっています。

令和3年2月9日現在 国が示している情報

	対象者	接種開始時期	接種券(クーポン券) 発送時期
1	新型コロナウイルス感染症患者等に頻繁に接する医療従事者等	2月中旬～下旬	所属の医療機関から配布
2	高齢者(令和3年度中に65歳以上に達する方) 年齢により接種時期が異なる可能性あり	4月上旬頃から	3月中旬～下旬
3	基礎疾患を有する方	時期未定	4月以降
4	高齢者施設等に從事している方	時期未定	4月以降
5	60～64歳の方 ワクチンの供給量によっては、基礎疾患のある方と同じ時期	時期未定	4月以降
6	上記以外の方	時期未定	4月以降

※妊婦や子どもの接種については、安全性や有効性の情報などをみながら検討されています。

接種回数

基本2回接種予定

※ワクチンの種類により、3週間から4週間の間隔をあける必要があります。

※1回目と2回目は同じ製薬会社のワクチンを接種する必要があります。



接種費用 無料

接種場所

当面の期間は九度山町・橋本市・かつらぎ町・高野町の委託医療機関にて個別接種になります。
集団接種等については詳細が決まり次第、お知らせします。

受ける際の同意

ワクチン接種は強制ではありません。

接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、ご理解いただいた上で、自らの意思で受けて下さい。

どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります

ワクチン接種後は、体内に異物を投与するため、接種部位の腫れ、痛み、発熱、頭痛などの副反応がおこることがあります。日本への供給が計画されている海外のワクチン(ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社)では、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などが報告されています。またまれな頻度でアナフィラキシー(急性アレルギー反応)が発生したことも報告されています。もしアナフィラキシーが起きたときには、医療機関や接種会場ですぐに治療を行うことになります。

接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができます。

※接種開始日・接種医療機関・予約方法等の詳細につきましては、後日発送する接種券(クーポン券)に同封の案内をご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種のお問い合わせ

九度山町役場 住民課 電話番号 : 0736-54-2019

FAX番号 : 0736-54-2022

町ワクチン接種コールセンター(電話相談対応窓口) 令和3年3月中旬開設予定

厚生労働省電話相談窓口(コールセンター) 電話番号: 0120-761770(フリーダイヤル)

受付時間: 9時00分~21時00分(土日・祝日も実施)